

令和5年度第1回犬山市景観審議会議事録

1. 開催日時 令和6年2月6日（火曜日）午後2時00分～午後4時00分

2. 開催場所 犬山市役所 2階 205会議室

3. 出席者

《審議会委員》 〈区分〉	(名簿順) 〈氏名〉	〈職名〉
市議会議員	小川 清美	市議会議員
市議会議員	畑 竜介	市議会議員
市民	梅田 佳和	犬山市建築設計事務所協会会長
市民	日比野 清正	犬山市観光協会理事
市民	渡邊 昭美	犬山北のまちづくり推進協議会会長
市民	上島 洋子	わっしょい入鹿
市民	金山 光烈	楽田コミュニティー推進協議会相談役
識見を有する者	瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
識見を有する者	遠山 敏子	カラーコーディネーター
識見を有する者	杉野 丞	愛知工業大学名誉教授
識見を有する者	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校教授

※犬山市景観条例施行規則第26条第2項により、審議会委員12名中、11名（内2名はオンライン）が出席し過半数以上であるため、会議が成立。

《事務局》

都市整備部	部長	森川 圭二
	次長	丸井 良修
都市整備部都市計画課	課長	高木 誠太
	主幹	一柳 佳誉
	課長補佐	野村 好哉
	統括主査	丸地 知彦
	主査補	大野 紗由里
	主事補	江森 有紗

4. 傍聴人
0名

5. 議題等

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ

4 議事等

(1) 協議事項

① 犬山市景観計画について（資料1）

- ・令和4年度に改訂した犬山市景観計画の運用開始後の取り組み

(2) 報告事項

① 景観事業の各種実績について

- ・景観形成助成金事業について（資料2）

(3) その他

- ・木曾川景観協議会の取り組みについて（資料3）
- ・名勝木曾川の堤防整備に関する検討委員会について（資料4）

5 閉会

6. 議事録

会長 (瀬口委員)	それでは議事を始めます。 協議事項の「犬山市景観計画の改訂について」です。 事務局からの説明をいただきたいと思います。
事務局 説明	(1) 協議事項 ① 犬山市景観計画について（資料1） ・令和4年度に改訂した犬山市景観計画の運用開始後の取り組み
会長 (瀬口委員)	只今事務局より説明のありましたことについて、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。
金山委員	色々説明を受けたのですが、私が住んでいるのが楽田なので、城下町をもう3～5年ほど行ったことがなく、説明を聞いても現地を見ていないのでよくわかりません。ただ住民の方が、観光客のために生活が脅かされるようなことでは困るのですね。駐車場の件やお客さんがごみを散らかすなどそういう問題が気の毒です。できたら現場を案内していただけると話もできるのですが。
会長 (瀬口委員)	ぜひ犬山市内を視察していただくとご見識が伺えてよいかと思います。
金山委員	昭和のことならよく知っているのですが、今は全然違ってきます。本町から城下町の間について整備されていて、本町から犬山口までは全然やってなくて、景観が悪いです。もっと長く整備するといいなと思います。 今回の話は木曾川の景観ばかりですか。
事務局	昨年まで景観計画の改訂ということで、ご意見をいただいて計画の見直しをさせていただきました。 これは当然犬山市全域の景観ということで、里山や入鹿池のほりなど地域も含めて景観計画改訂をさせていただきました。 それを今年度、事業として進めていくということになっておりまして、やはり事業として進めていく部分については、これまで、特に行ってきた事業の振

	<p>り返りというような点を含めて、改訂に合わせて様々な部分を確認しながら、再度進めております。</p> <p>特にそういう事業が多いのが、城下町や木曾川河畔で、そういった部分を先に振り返るといことで、今年度はそういった事業がメインになっているといことでご理解いただければと思っております。</p> <p>今後は城下町、木曾川周辺というところも当然ですけれども、里山や田園風景や、城下町以外の市街地なども、景観について関わるがあれば、引き続き取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
金山委員	<p>県との関係もあると思うのですが、五条川、薬師川、新郷瀬川などはまったく川の体を成しておりません。桜は綺麗に咲くのですが、川底がめちゃくちゃです。こういった会議があるごとに県との話をするといわれるのですが、一向に川ざらいをしていないのです。大口町の方は、水も流れますのでまだ綺麗なのですけど、本当に羽黒あたりの川底がひどいものです。市の方もよくご存じですね。</p>
事務局	<p>河川の部分については、犬山の桜も当然有名ですし、ウォーキングのルートとしても非常に重要な箇所だと思っております。</p> <p>今回の景観計画の中でもですね、河川の景観について記載をしておりますので、こういった部分、当課だけではなく、河川の管理をしている部署を含めて、こういった目標に向けて、こういった努力ができるかというところは研究していきたいと思っております。</p>
金山委員	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
会長 (瀬口委員)	<p>県の管理でも市の方で草刈りをしたり、何か良い方法があるといいですね。他にはどうでしょうか。</p>
小川委員	<p>確認なのですが、資料1-3の2枚目チェックシートがついているのですが、これは申請者が書くのですか。</p>
事務局	<p>チェックシートは申請者が作成し、景観計画区域における行為の届出書に添付していただくものです。今回の資料には城下町ゾーンのチェックシートのみをつけていますが、各ゾーンごとにチェックシートがあります。</p>
小川委員	<p>チェックシートの項目で具体的な配慮・工夫の内容とあるのですが、資料1-3だとほとんどの届出が適合(配慮・工夫)となっていますが、指導などをして改善されているのか、申請者が最初からルールを守っているのかそのあたりをお聞かせください。</p>
事務局	<p>任意ではありますが、事前協議を実施しておりまして、少しでも景観づくりのルールに配慮してほしいという市の意見はお伝えしています。その中で最終的に出てきた届出について配慮がされていると判断しております。</p>
会長 (瀬口委員)	<p>事前協議の経緯を備考に書くようにするとよいと思います。</p>
畑委員	<p>資料1-3の城下町ゾーンにおけるルールの適合状況のグラフについて、令和4年度までと令和5年4月から12月は対象としているものが違って</p>

	<p>わかりづらいので、もう少し詳しく教えてください。</p> <p>例えば高さについては、令和4年度までは253件も適合だったのが、今年度は4件対象外になっているのですね。</p> <p>その辺の内容についてももう少し詳しく教えてください。</p>
事務局	<p>昨年度景観計画を改訂した際に、項目がいくつか増えていきますので、項目としては一概に比べられるものではありません。対象外になっている部分については、建物の一部の改修のみの場合については、改修しない部分は対象外となっています。今年度の届出については、色彩についてはすべての届出が対象となっていますが、高さについては高さを変えていないものは審査をしていないため、対象外と記載しています。</p>
畑委員	<p>市内の景観について、いろいろゾーニングをされていると思うのですが、城下町ゾーンが一括りになっているものの、意外とこの城下町の中は色合いが違うなというのがあって、例えば本町、中本町のメイン通りに関しては、きらびやかな感じのものが多いのですけれども、一方で大本町だとか、練屋町、枝町の方とかは同じ城下町でも住民の方の思いも多分違うと思うのです。城下町の中での細かいこのゾーニングというのはどういう方向に向かっていくのか、そういうような計画があるのかお聞かせください。</p>
事務局	<p>犬山市景観計画の中では城下町ゾーンに差異はないのですが、景観形成促進地区になると町内独自のルールを1つ以上追加することになっていますので、そのようなところで多少差異は出ると考えています。</p>
畑委員	<p>各町内の思いをベースとしながら、市としてはこうしたいという話はあまりないということですか。</p>
事務局	<p>市としては城下町ゾーンのルールで、新しい建物が城下町に調和するようにしていくということがベースにあります。それに加えて、町内として新たなルールや重要なルールを追加していただくと考えています。</p>
畑委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長 (瀬口委員)	<p>今畑委員さんから指摘されたのは、城下町だから町人地もあるし武家地もあるし寺町あるだろう。それぞれ性格が違うからルールも違うのではないかということだと思います。</p> <p>地元の人に任せるといふこともあるけれども、市の方のそれなりの考えがあってもいいのではないかと思います。</p> <p>やっぱり地域の人に考えていただくときに、この町の歴史、特性というのは示したほうがいいのではないかと思います。今後の検討課題です。</p>
鶴田委員	<p>資料1-3のところ、今回の改訂で遵守すべきルールの明確化ということで、特に歴史城下町ゾーンのところで、順守すべきルールを高さ色彩に限定して、残りは可能な限りの努力にするということで大きくルールを変えたので、今年度は配慮・工夫っていうのができて、前年度までの不適合がかなり配慮・工夫に移行しているっていうのが大きなポイントだと思います。</p>

	<p>この中でちょっと気になったのが、設備系の室外機やダクトが前年度までは適合が半分を超えているのですが、今年度は配慮・工夫に移行しています。</p> <p>努力義務にしたことによって、室外機の適合が減ってしまっているように見えるのですが、そういう理解で間違いはないですか。</p>
事務局	<p>設備機器については行為の内容としては、前年度までとほとんど変わっていませんが、今年度は配慮・工夫されているかどうかのみのチェックをしています。実際には前年度までの適合と今回の配慮・工夫は同程度の内容ですが、集計上、配慮・工夫に計上されており、皆さんがやっていただいている事のレベルが下がったというわけではないです。</p>
会長 (瀬口委員)	<p>集計っていうのを決められたルールでやれば、それでいいということではなく、集計した結果が実態をどう反映しているか。そのことが役に立つかどうかという集計の仕方が必要です。</p> <p>今の鶴田委員さんの質問は、集計の判断基準を変えるために、今まで不適合が多かったですが、配慮したものというふうに相手が言えれば、配慮に入れられている。つまり、緩和した判断というふうにみんな理解したわけです。</p> <p>実際に判断するときには、適合しているのにそれが配慮したって言えば、適合じゃなくて配慮に入れるのは逆効果ではないですか。</p> <p>配慮したと言って、実際は適合していたらそれは適合に入れなきゃいけないと私は思うので、これを見直して修正していただいたらと思います。</p> <p>もう一つ疑問に感じたのは、改修する部分だけを判断すればいいと思うのですが、そうではなく改修しない部分も判断していますよね。</p>
事務局	<p>改修部分のみを判断しており、改修しない部分は対象外としています。</p>
会長 (瀬口委員)	<p>変えた部分に対して、適合しているか適合していないか記載すれば、わかりやすいと思いますが、何も手をつけてないところも記載しているので、わかりづらくなると思います。</p>
事務局	<p>今のお話ですけれども、屋根は直さない、高さは変わらないところについては、チェックシートに該当なしということにチェックを入れてもらっています。</p> <p>その部分については、特に審査は行ってないということになります。</p>
畑委員	<p>それは分かるのですが、集計表に上がってくると、非常にわかりづらいです。対象となった件数だけ上げて、それが適合か不適合かということで、表を作った方が皆さんにわかりやすいと思います。</p>
事務局	<p>対象になった件数だけ挙げて集計した方がよいということですね。</p>
鶴田委員	<p>チェックシートの欄を見ると、高さや色のところは適合、それ以外は配慮・工夫になっています。</p> <p>どうして資料1-3高さや色以外のところに適合があるのですか。</p>
事務局	<p>高さや色以外の適合となっているものは、景観形成助成金を受けている建物は、すべてのルールに適合しないと助成金の対象とならないので、適合という</p>

	表現をさせていただいております。
鶴田委員	それであれば集計する際に、そのように何か記載した方がよろしいかと思えます。
会長 (瀬口委員)	資料1-3では適合がありますが、チェックシートの方は適合がないわけですね。 適合の項目がないのにどうして資料1-3では適合というのがカウントできるのかという質問です。
事務局	景観助成金を受けているものについては、適合でないとそもそも景観助成が受けられないので、資料1-3では適合に入れてしまっているのですが、チェックシートについては、ルールに対して配慮・工夫がなされていれば、そのチェックが入るといふふうにしていきます。
会長 (瀬口委員)	資料1-3の適合があつて、チェックシートには適合がないですし、補助金を受けるからということが、資料からは判断できないのです。 開口部には格子を用いるに努める。というルールには配慮・工夫しかありませんが、どういう場合が適合なのですか。
事務局	すべての開口部に格子をつけたものが適合となります。 一部でもつけていただいた場合は、配慮・工夫になります。
会長 (瀬口委員)	それでしたら鶴田委員さんがおっしゃったように、この補助金を受けるのは何件というのは書いてあればよいと思います。
渡邊委員	資料1-1の「犬山城下町まちなみ便り」についてですけど、景観について記載していますが、関係のある、例えば教育委員会の伝統的建造物群の保護、保存の問題や、観光課で観光戦略の中で城下町についてもいろいろ行われていますので、せつかく地域住民に配られるのであれば、この3つのことを城下町の関わる問題は1つにまとめてもらって、出していただくと、住民側も見る場合に、城下町についてよくわかると思うので、ぜひそういうふうにして欲しいなと思います。また、それぞれの補助内容なんかも、概略でいいので、それぞれ書いていただいて比較して、住民が選択できるように、ぜひして欲しいなというふうに思います。 次に、資料4の歴史的建築物の解体の報告ですけれども、解体されたということだけではなくて、相談もされているわけですからどういう風に解体に至ったのが重要だと思います。もし所有者の方が、このまま活用して欲しいという要望があつたら、活用できるような制度、仕組みができれば、歴史的建築物の保存も可能ではないかと思えます。 中には古民家を買いたいという方もあるわけですから、そういう情報の提供がどうされるのかということも非常に重要じゃないかなというふうに思います。 もう1点は資料1-9についてですが、木曾川河畔空間整備事業のアンケートなどにはありますが、展望、反省点なんかも、行政とかも関わった人たちも含めて、きちっと総括をして、せつかくやるということであれば、とりわけ地域

	<p>の方たちに協力をどうやって得て、先へ進めるかというところまでやっていたきたいなというふうに思います。</p>
事務局	<p>資料1-1の犬山城下町まちなみ便りについてですが、他の課の情報についても載せていきたいと考えています。昨年度は観光戦略についても併せて掲載をしておりますので、今後も連携していきたいと思います。</p> <p>歴史的建築物の解体についてですが、解体のご相談があった場合には、活用できる制度をご紹介しながらできるだけ解体をしないようお願いしています。</p> <p>解体届が提出された場合にも文書でお願いしています。</p> <p>意向調査時にも解体の意向がある方には、補助金のご案内と文書を送付しています。</p> <p>また、機会があるときには直接お話をさせていただいておりますので、今後も継続していきたいと考えております。</p> <p>資料1-9の木曾川河畔空間整備については、抜粋をさせていただいたものですので、それ以外の部分には内田地区の方と一緒にやったワークショップやとりまとめなどが掲載されています。今後、川沿いの空間についてどういった整備をしていけばいいかというのは観光課で今年度も検討していきますので、それを見ていただければと思います。</p>
畑委員	<p>新しくキッチンカーについて項目が追加されていると思うのですが、追加されてから地域住民の方の反応や、実際にこういった配慮をされたという事例があれば教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>去年の景観計画の改訂の中で、載せさせていただいた内容になるのですが、去年、夏ごろに駐車場にテントが並んでいたところについては、テントがなくなった事例があります。タイミングがよかったのかもしれませんが、そういった事例はあります。</p> <p>キッチンカーについても実際に並んでいるところはまだありますので、これから広告物の現地確認なんかもありますので、その中で、少しでもアプローチしていったらいいなというふうには思っています。</p>
畑委員	<p>常設のところは、ちらほら見受けられると思うのですが、それに対してのアクションを何かされているのですか。</p>
事務局	<p>本町通りのことをおっしゃっていると思うのですが、まだアプローチはできてないので、何かの対応の時に声かけができればいいなと思っています。</p>
畑委員	<p>当然見た目もそうですが騒音が大分あるので、お願いします。</p>
事務局	<p>発電機の音についても、そういう動きをさせていただいているところもあるので、今後、対応できればと考えています。</p>
上島委員	<p>私が住んでいる地域は入鹿池に近いのですが、入鹿池の話は一向に出てこないのご意見させていただいてよろしいでしょうか。犬山市景観計画というのを見ますと7ページに、景観形成の基本的な方針として河川やため池</p>

	とか書いてありますけれども、入鹿池は平成27年に世界かんがい施設遺産として、天皇陛下がいらっしゃるぐらい日本では有名だと思うのですが、それに古墳もあるのですが、草だらけで景観が悪いです。大切な古墳ですので、周りの景観を考えてほしいと思います。入鹿池周辺、郷瀬川の桜並木、池野小学校の古墳も草だらけです。
事務局	先ほどの川の景観の話もありましたけれども、城下町だけではなく、犬山市の景観を大事にしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。
会長 (瀬口委員)	景観計画で古墳はどこに書いてあるのですか。
上島委員	計画には書いてありませんけど、明治村から入鹿池に行くと、古墳があります。
会長 (瀬口委員)	景観計画に古墳の分布図が入っているとよかったですね。 古墳については文化財の担当ですかね。文化財になってないのですか。
事務局	景観計画には載ってないかもしれませんが、所管は教育委員会の歴史まちづくり課になるかなと思います。
会長 (瀬口委員)	まず、そうすると担当課に認識があるかどうかを確認して、それで歴史まちづくり課の担当であれば、文化財そのものだけではなく、周辺も一緒に整備を考えることができるかどうかです。こういう意見ありましたよというのは伝えていただいたらどうですか。
事務局	情報共有したいと思います。
鶴田委員	<p>今のお話の続きですが、海外には文化的景観とあって、景観のくくりの中に自然景観以外に、文化的景観に入れているので、日本ではあまりないのですが、こういうご意見も出たので、ぜひ文化的景観という切り口でも、また次の改訂かもしれませんが、そういう視野を持っていたらいいのかなと思いました。</p> <p>それとは別にちょっと質問なのですが、歴史的建築物の解体に関する話題なのですが、歴史的建築物の解体届ですけれども、私もこの審議会の中で京都の例とかもお話して、新設した制度なのですが、早速使われていて非常にありがたく、うれしく思っているところなのですが、それに関してちょっと2つご質問があります。</p> <p>1つは、一番心配していたことで、制度を作っても本当に届け出してくれるのかと思ったのですが、資料1-4の3人にどうやって解体届を出してもらえたのかということです。</p> <p>それからもう1つは、資料1-5の問2-1自由記載のところですが、ここに結構重要なことが書いてあって、必要なお意見だと思います。これは、今問題になっていることを解決すれば、滅失を防いで、解体を防いでたくさん残していけると思うのですが、自由記載されたこの内容を市は、どのように受け</p>

	<p>とめて、今後どういうふうにこれを景観行政に展開されていく思いがあるのか、お聞かせいただきたいです。</p>
事務局	<p>相談は、意向調査を出させていただくと、窓口に来られたり、現場で話をしたいってことはあるのですが、課題というのがいろいろあるなというのが一番正直なところです。</p> <p>息子さんお孫さんの代理の方が家を建てたいということで、建物を壊してしまうというケースがここ数年で、何件かございました。古い建物を残して、違うところに住んでいるっていうわけにもいかない、お祭りという文化もあるので、当然地域のコミュニティーとしては、そこに住んで、次の時代に伝えていただく必要もあるというところで、そういったケースは苦慮しています。</p> <p>空き家で使っていないからというケースは、いろんなサポートをしていただける方もおられますし、当然その次、使いたいという方もおられれば、貸すこともできると思うのですが、代が変わって、今の古い建物では、やっぱり住みづらいというような場合の中で、やむを得ず取り壊すというようなケースについては、非常にこれから先続く大きな課題かなというふうにも感じておりますので、こういった地域の文化を伝えていくための取り組みとしてさらに1歩先を見据えた工夫が要るのかなというふうに感じております。そういった点についてこの制度を続けていく中で、また違った提案ができるようなご意見などを各委員さんの方々にはご協力いただきと思っております。</p>
鶴田委員	<p>意向調査の問2-1については、建物に関して具体的な課題を挙げてらっしゃいます。</p> <p>郡上市の空き家対策資料もやはりこういう同じような内容だったので、市が予算化しました。老朽化が著しく特に水回りを中心に市が改修をして、それを次の人に貸し出すという制度をこういった意見があったので作ったのです。</p> <p>我々が、建築行政の中で、具体的に建物が困っている部分を、例えば改修費を増加するとか或いは改修をしてあげるとか、何かそういう仕組みを考えられる非常にいろんなエッセンスが入っていると思います。もう少し具体的な展開ができると思うのですがその辺りはまた今後っていうことになりますか。</p>
事務局	<p>すでに使っておられないような物件で、活用に向けて進めたいというようなケースであれば、今も住宅の無料相談という制度を積極的に活用させていただいておりまして、専門家の建築士や宅建業の方、また犬山とまちづくり株式会社のサブリースの物件などで利活用してもらおうような話は当然進めていきます。</p> <p>それに関して景観助成などの補助がどこまで使えるかは、我々の方からもサポートさせていただくという形になるかと思っております。</p> <p>実際にその所有者の意思を表示していただくということが、まずきっかけづくりにはなりますので、そういった点で毎年の意向調査っていうのは非常に重要であると感じております。</p>

<p>会長 (瀬口委員)</p>	<p>先ほどお話のあった文化的景観はもう日本でも文化財の制度として定着をしておりますので、犬山でもそういうことを考えているのであれば、国の制度を活用していただければと思います。</p>
<p>会長 (瀬口委員)</p>	<p>新しい景観計画について、城下町地区を中心にして、やってきたことが成果をもたらして、にぎわいが出てきていますが、楽田や入鹿池から見ると、河川だとか、そういうことに関しての景観っていうものがもう少し考えられるのではというご意見があったと思います。これは非常に大きな課題だと思います。景観をできるだけ市全体に広げていくっていうのは、犬山市の全体で計画区域を作っているわけですから、そういう意識はあるわけですが、今後、具体的な展開が期待されるということだと思います。</p> <p>それから景観づくりのルール判断基準を変えたために、ちょっと表がわかりにくくなっているんで、これまでと少し整合性がなくなるところが出てくるかもしれませんけど、もう少し中身を検討していただいて、どちらかという実効性がある。見かけ上で適合が増えたのではなく、見かけが変わっても中身もしっかりしているというふうにして欲しいというのが、皆さんの意見だったと思います。</p> <p>それからまちなみ便りの編集の仕方について、もう少し、市民の立場でわかりやすく、そういうことを考えて編集をする。これは都市計画と歴まちづくり課から出しているわけですから、担当の制度を中心にしながらも、関連する制度を合わせて、市民がわかるようにしたらどうかという話です。</p> <p>それから観光課の木曾川河川整備計画が進んでいるわけですけど、総括をきちっとして、進めていく必要があると思います。</p> <p>それから、キッチンカーについて、城下町の町並みに適合するような形で、キッチンカーについても併せて検討をして欲しいという意見がありました。</p>
<p>会長 (瀬口委員)</p>	<p>それでは、次に移らせていただきまして、景観事業の各種実績について事務局から、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 説明</p>	<p>(2) 報告事項 ① 景観事業の各種実績について ・景観形成助成金事業について (資料2) (3) その他 ・木曾川景観協議会の取り組みについて (資料3) ・名勝木曾川の堤防整備に関する検討委員会について (資料4)</p>
<p>杉野委員</p>	<p>名勝木曾川の堤防整備に関する検討委員会の資料抜粋ということで、ご説明いただきましたので、ご質問したいと思います。</p> <p>犬山市の名勝木曾川のホームページでも記載されているように、名勝木曾川は保護特別強化区域 (A地域)、保護強化区域 (B地域)、保護指導区域 (C地域)、保護緩和区域 (D地域) に指定されています。これは各務原側も犬山側も両地区がそういう指定になっているかと思います。</p> <p>質問したかったのは、この抜粋の資料の中に、文化財保護法に指定されている、どの地域に当たる護岸の整備をするのか。</p> <p>整備の時に指定されている地域ごとで、現状変更をしてはならないという地</p>

	<p>域、或いは、その範囲が若干緩和される地域、それが4つの区域に分けられているということですが、この資料の中ではその説明はされていません。</p> <p>それから第2点目は、この景観の立場からの判断ということと、文化財保護法の、名勝としての議論というのは、文化財保護審議会でどのような議論がされたのか、或いは今後これがされていくのかですねこの2点についてご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず名勝区域の話ですけれども、ここは河川の区域含めて、一番厳しいエリアが含まれております。</p> <p>名勝木曾川の区域自体は、基本的には土地の地番の筆指定になりますので、その筆から外れた部分については、基本的には対象から外れていくという形になります。筆の中であれば当然その区域として許可が必要になります。</p> <p>ただし、今回のような国が行う事業におきましては、同意という手続きになりますので、今回は直轄河川なので中部地方整備局が文化庁から同意を取る手続きになるかと思えます。</p> <p>今回のケースなんかもそうですが、区域内の話であれば保護審議会で議論をされますが、区域をはみ出して、関連するような事業も当然あるかと思えます。</p> <p>そういった部分には、我々の景観計画の取り組みの中で意見を言うことになるかと思えますので、木曾川景観協議会や両市の景観審議会での意見は、積極的にお伝えしていきながら、反映をしていただこうと思っております。</p>
杉野委員	<p>例えば露岩や水神・渡し跡との位置関係の図の中で、その指定の範囲に掛かるか掛からないかっていうことの明示がされてないと、その判断がしにくいです。</p> <p>特に、特別区域になっている場合には、岩1つ1つの掘削が可能かどうかという判断がまず景観っていうこと以前の話だと思えるのですけれども。</p> <p>法的な範囲がどのように示されているかっていうのが、明確に示されてないところ掘削の断面だけで、これを判断するっていうのは、ちょっと乱暴なっていう気がしました。</p> <p>そこはいかがですか。</p>
事務局	<p>確かにこの図面に名勝木曾川の区域区分が落ちてないので、その部分はわかりやすいような表示をしていただくようにまたお願いをしておきます。</p>
杉野委員	<p>特に文化財保護法で、指定史跡の場合で土地を例えば、50センチ以上或いは60センチ掘削する場合は県でも国でもそうですけれども、すべて現状変更の手続きを経ることになります。今回の範囲がここに示されてないので、わからないのですけれども、名勝に関しては岩1つ1つがその指定の対象になる場合があります。</p> <p>そういう意味では、この地域の現状の把握と、現状変更がどうなるかっていう、確認を十分にして、保護審議会の方の許可も併せて、検討していただいた方がいいのかなっていう印象を持ちましたので、そういう作業を丁寧にやっていただきたいと思います。</p>

事務局	今いただいた意見また確認作業も含めて、これは各務原側の手続きにはなりませんけれども、犬山市側の意見ということでお話をさせていただければと思います。
渡邊委員	犬山城前の昔のサツキという旅館で空き家なっているところですけども取り壊しという情報がありましたので、ぜひできる限り残るような対応をお願いしたいです。売却ということであれば、まちづくり株式会社を含めて、ぜひ1度検討していただきたいと思います。
事務局	市としても情報を確認していきます。

《議事終了午後4時00分》